

新年度 P T A 役員・学年委員 選出方法について

1 P T A 役員を選出について

(1) 役員選考委員の選出

- ・細則第2条2項により現本部役員から選出する。
- ・細則第3条2項により委員長及び副委員長は現 P T A 会長と副会長とする。

(2) 役員を選出方法

- ・新年度地区委員の自薦・他薦による立候補により選出する。
- ・地区委員同士の話し合い、または、役員選考委員の案に基づき選出する。なお、各地区で P T A 地区委員を選出する際に、役員となる可能性があることを明言しておく。

※ P T A 規約では、本部、庶務、会計、監事を「役員」という。

会計・庶務は学校職員、監事は前年度 P T A 会長・副会長が行います。

2 P T A 学年委員の選出について

(1) 学年委員の選出方法

- ・ P T A 会員に立候補の意思の有無を確認する。(立候補者を優先する。)
- ・立候補者が既定の人数より、少なかった場合には、学年ごとの P T A 会員による投票により選出する。
- ・立候補者が既定の人数より、多かった場合には、2月7日(金)の参観・懇談会後に、候補者同士の話し合いの上、選出する。**(立候補者は途中で辞退することはできません。)**
- ・次年度学級ごと2名となるよう選出する。
- ・本年度の P T A 本部役員(会長・副会長)が開票し決定する。

「開票し決定する」ことについて

- ・投票結果に基づいて本部役員が候補を選び、会長が決定する。
- ・後日、本部から書面で本人に連絡する。

・本人の承諾を得るという手続きはしない → 必ず引き受けていただく。

- ・原則、地区委員と重ならないようにする。また、対象学年において同じ方が複数回学年委員になることを避ける。そのため、来年度地区委員と本年度までの学年委員を除いて投票する。
- ・高学年から決定し、2学年以上で学年委員とならないよう決定する。
- ・学年委員に選出されても、きょうだい関係において他の学年の学級懇談会等に出席する必要がある場合は他へ出席することができる。

(2) 選出日程

ア 立候補期間

- ・12月初旬
- ・事務局より各保護者に立候補の有無を確認 → 会長へ報告

イ 投票期間

- ・1月中旬
- ・事務局より各保護者に投票依頼 → 担任が回収 → そのまま事務局へ提出

(3) 開票日

- ・1月23日(木) 15:00~ パソコン室
- ・投票用紙を、学年委員選考委員会に事務局から P T A 本部役員に渡す。
- ・ P T A 本部役員が開票し、新年度学年委員を決定する。

菊川市立小笠東小学校PTA慶弔規定

(趣旨)

第1条 この規定は、PTA会員相互の心のつながりを旨とし、決して虚礼や誤解を招くことのないように留意するとともに、会員の結び付きをより深くすることを趣旨として定めるものとする。

(弔意)

第2条 保護者が死亡した場合は、役員代表(会長)・学年委員並びに教職員代表が会葬するとともに、香料10,000円、生花15,000円程度を供える。また別に当該学年児童1人当たり100円を香料として供える。

2 児童が死亡した場合は、役員代表(会長)・学年委員・当該地区委員及び教職員代表が会葬するとともに、香料10,000円、生花15,000円程度を供える。また別に当該学年児童1人当たり100円を香料として供える。

3 教職員が死亡した場合は、役員代表(会長)・学年委員及び教職員代表及び児童代表が会葬するとともに、香料10,000円、生花15,000円程度を供える。

4 本部役員(会長・副会長)の同居の一親等の者が死亡した場合には、役員代表及び教職員代表が会葬し、香料として3,000円を供える。

(その他の場合)

第3条 保護者または教職員の不慮の事故または災害に際しては、その都度協議し応分の見舞いをする。ただし見舞い金の上限は5,000円とする

(その他)

第4条 前条までの規定によらない場合が生じた時は、その都度協議して決める緊急の場合は、会長または副会長の判断により執行する。

2 本規定に関し、お返しは一切しない。

3 本規定を改正する場合は、総会に諮り決定する。

(附 則)

1 この規定は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成12年4月13日に一部改正し、同日より施行する。

3 この規定は、平成20年4月25日に一部改正し、同日より施行する。

4 この規定は、平成30年4月20日に一部改正し、同日より施行する。

5 この規定は、令和3年(PTA総会日)に一部改正し、同日より施行する。

6 この規定は、令和4年(PTA総会日)に一部改正し、同日より施行する。